

建設工事における低入札価格調査の実施について

1 現 状

- 現在、総合評価落札方式を含む受注希望型競争入札において予定価格の90%未満（2億円以上は85%未満）の契約案件においては「契約後確認調査」及び「技術者別途配置等」を実施している
- 今回、総合評価落札方式において、低入札価格調査基準価格と失格基準価格を分離することに伴い、調査基準価格未満の落札候補者に対して、適正な履行が行えるかの調査が必要となる

2 取組内容

総合評価を含む受注希望型の工事（予定価格100万円からWTO適用基準未満）において、低入札価格調査基準価格未満で落札候補になった者に、下図のとおり、低入札価格調査等を行う。これに伴い契約後確認調査は廃止する

現 行

調査対象	予定価格2億円未満： 予定価格の90%未満の契約者 予定価格2億円以上： 予定価格の85%未満の契約者
○契約後確認調査	
	契約締結後、10日以内及び竣工時に調査書類提出 ^{注1)}
○技術者配置	
	契約額3,500万円 ^{※2)} 以上の工事：主任技術者と同等の技術者を別途配置 契約額3,500万円 ^{※2)} 未満の工事：主任技術者を専任配置 ※2 建築一式工事は7,000万円
○落札候補者の辞退	
	可能 （落札候補者通知の翌日から起算して2日以内） 年2回以上の辞退で入札参加制限
注1)	書類不提出、虚偽記載等の場合 入札参加停止、工事成績点の減点

改 正

調査対象	低入札価格調査基準 ^{※1)} 未満の 落札候補者 ※1 受注希望型競争入札は予定価格の90%
○低入札価格調査	
	落札候補者通知日の翌日から起算して2日以内に調査書類提出 ^{注2)}
○技術者配置	
	同左
○落札候補者の辞退	
	可能 （同左） 年3回以上の辞退で入札参加制限
注2)	竣工時にも同様の調査書類を求める 書類不提出、虚偽記載等の場合 契約前：落札候補者取消し、入札参加停止 竣工時：入札参加停止、工事成績点の減点 調査の結果、適合した履行がされないと判断された場合 落札候補者取消し、入札参加制限

3 実施時期

平成30年4月の公告案件から適用